

証券コード4286
平成28年3月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号
株式会社レググス
代表取締役社長 内川 淳一郎

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年3月22日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご登録ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、42～43頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」以下をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成28年3月23日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 1階 曙の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

株主総会当日に配布しておりましたお土産は、本年よりとりやめさせていただきこととなりました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第28期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第28期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

ストックオプションとして新株予約権を発行する件

第4号議案

取締役および監査役のストックオプションに関する報酬額設定および内容決定の件

以上

-
- ◎ 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および定款第16条の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.legs.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- (1) 連結計算書類の連結注記表
- (2) 計算書類の個別注記表
- また、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.legs.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 紙資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境は緩やかながらも回復基調で推移しました。しかしながらアメリカの金融政策の正常化が進むなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、資源安リスクならびに地政学リスクに伴い先行きは不透明な状況にあります。

当社グループが属する広告・販促業界においては、景気の緩やかな回復から販促企画の需要について堅調に推移しておりますが、スマートフォンの普及によりインターネット広告等については、今後も多様化するセールスプロモーション手法への対応力が求められている状況にあります。

このような状況下、当社グループでは、中期経営計画において策定した市場戦略に基づいて従来の戦略市場である流通および日用雑貨業界を中心に、VMD商材(注)、WEB連動キャンペーンなど、近年の顧客の販促ニーズの変化に対応した商材提供による既存顧客の深掘りに加え、その他の業界での新規顧客開拓や、キャラクター物販などの商材等、戦略市場および提供サービスの幅をひとつひとつ広げるべく積極的な事業展開を行ってまいりました。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、まず売上高において、アミューズメント、日用雑貨顧客および流通向けが好調に推移したものの、前年同期はワールドカップ関連ならびに飲料顧客向けの消費税増税対策キャンペーン等の特殊要因があり、前年同期比で微減となりました。売上総利益率に関しては、全社的な利益率改善活動や事業ミックスの変更等により前年同期比で上昇しております。営業利益、経常利益および当期純利益に関しては、主に人件費等を中心に販売費及び一般管理費の増加があったものの、売上総利益の増加により前年同期比で増益となりました。

また、海外展開については、平成27年5月27日に公表いたしました「子会社設立に関するお知らせ」のとおり、事業拡大を図るためマレーシアに子会社を設立し、キャラクター商品の製造販売および輸入販売ならびにマーケティングサービスの提供をするための事業基盤の構築を進めております。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は113億36百万円(前期比1.0%減)、営業利益は7億98百万円(同27.9%増)、経常利益は8億32百万円(同24.9%増)となりました。本社移転決定に伴う本社移転費用等で83百万円の特別損失を計上したことにより、当期純利益は5億45百万円(同48.1%増)となりました。

(注) 商品展示効果を高めるため、店舗全体の空間デザインから商品の展示・陳列までを統合的に提供する商材およびサービス

(2) 設備投資等および資金調達状況

当連結会計年度に実施した重要な設備投資はありません。

(3) 対処すべき課題

- ① 当社グループは、販促用製作物等の品質に対する消費者の要求が厳しくなるとともに、顧客企業の要求もより一層厳しくなっている状況に応えるべく、平成20年1月にISO9001の認証を取得し、さらに生産管理部門を設けました。また、平成24年3月には中国深圳市に生産・品質管理のコンサルティングサービスをグループ各社に提供することを主目的とした当社子会社睿格斯（深圳）貿易有限公司を設立し、さらなる品質向上に努めております。
- ② 近年、国内のみならず特にアジア圏においても、顧客企業のマーケティングサービスおよび商品企画サービスのニーズが急速に拡大しつつあります。当社グループはこれらのニーズに応えるべく、「国内の強みを海外に」の戦略ののっとり、日本のキャラクターコンテンツを活用したプロモーション、商品企画を軸に展開してまいります。そのため、平成27年6月にマレーシアに子会社を設立いたしました。
- ③ さらに当社グループは、今後の永続的成長のために、既存事業の推進に加え、新たな事業の可能性を発見・育成し、事業の裾野を拓げる必要性があると考えております。具体的には、既存事業での販促業務において今後ますます高度化・多様化が予想される消費者ニーズを機会と捉え、新たな事業の可能性を発見・検討・育成するため、専門家集団によるプロジェクト化を随時推進していく体制を構築し、また新規事業の推進ができる人材の育成を積極的に図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 25 期 (平成24年12月期)	第 26 期 (平成25年12月期)	第 27 期 (平成26年12月期)	第 28 期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売 上 高 (千円)	9,761,529	10,613,410	11,446,364	11,336,809
経 常 利 益 (千円)	378,585	500,706	666,348	832,253
当 期 純 利 益 (千円)	190,238	277,746	368,456	545,523
1株当たり当期純利益 (円)	18.72	27.08	35.30	51.79
総 資 産 額 (千円)	4,309,708	5,071,578	5,609,275	6,275,209
純 資 産 額 (千円)	3,197,425	3,595,667	3,993,497	4,398,862

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。
2. 当社は、平成25年1月1日付で株式1株につき100株の株式分割および平成26年12月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行いました。第25期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 25 期 (平成24年12月期)	第 26 期 (平成25年12月期)	第 27 期 (平成26年12月期)	第28期(当期) (平成27年12月期)
売 上 高 (千円)	9,471,753	9,984,239	10,981,284	10,910,174
経 常 利 益 (千円)	421,817	511,102	1,522,297	887,712
当 期 純 利 益 (千円)	212,045	288,997	1,232,818	310,331
1株当たり当期純利益 (円)	20.87	28.18	118.11	29.46
総 資 産 額 (千円)	3,532,180	4,167,538	5,537,856	6,000,720
純 資 産 額 (千円)	2,441,972	2,786,442	4,002,628	4,202,349

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。
2. 当社は、平成25年1月1日付で株式1株につき100株の株式分割および平成26年12月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行いました。第25期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エスアイピー	10,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
睿格斯（上海）貿易有限公司	30,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
睿格斯（上海）広告有限公司	120,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
睿格斯（深圳）貿易有限公司	30,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
LEGS Singapore Pte.Ltd.	3,087千SGドル	100.0%	マーケティングサービス事業
LEGS MARKETING SERVICES (MALAYSIA) SDN. BHD.	1,500千RM	100.0%	マーケティングサービス事業

(注) 1. 当社は、平成27年6月にLEGS MARKETING SERVICES (MALAYSIA) SDN. BHD.を設立し、連結子会社としております。

2. LEGS Singapore Pte.Ltd.は平成27年11月に解散することを決議いたしました。

(6) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

マーケティングサービス事業 … 販促用プレミアムグッズ、ノベルティの商品企画・製作およびプレミアムグッズを利用した販促企画・実施、ならびにOEM商品等の企画・製作

(7) 主要な営業所（平成27年12月31日現在）

名 称	所 在 地
国内	
当 社 （本 社）	東京都渋谷区
株式会社エスアイピー	東京都渋谷区
国外	
睿格斯（上海）貿易有限公司	上海市（中華人民共和国）
睿格斯（上海）広告有限公司	上海市（中華人民共和国）
睿格斯（深圳）貿易有限公司	深圳市（中華人民共和国）
LEGS Singapore Pte.Ltd.	シンガポール
LEGS MARKETING SERVICES (MALAYSIA) SDN. BHD.	クアラルンプール（マレーシア）

(8) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
213名	5名増

(注) 従業員数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	140名	2名増	36.40歳	8.10年
女 性	43名	7名増	30.50歳	4.90年
合計または平均	183名	9名増	34.11歳	7.40年

(注) 従業員数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 39,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,840,000株（自己株式288,000株を含む）
- (3) 株 主 数 7,798名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ジ ャ イ ュ ー	4,546,200株	43.08%
レ ッ グ ス 従 業 員 持 株 会	796,400株	7.55%
内 川 淳 一 郎	231,000株	2.19%
坂 本 孝	224,000株	2.12%
梶 澤 紀 夫	213,000株	2.02%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	209,000株	1.98%
株 式 会 社 イ ン タ ー エ ッ ク ス	203,600株	1.93%
樋 口 一 成	180,600株	1.71%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	179,200株	1.70%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	141,000株	1.34%

- (注) 1. 持株比率については、自己株式（288,000株）を控除して算出しております。
2. 株式会社ジェイユーは、当社代表取締役社長内川淳一郎の親族が保有する資産管理会社であります。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成27年12月31日現在)

- ① 平成23年8月31日開催の取締役会決議による新株予約権
- ・ 新株予約権の数 200個 (新株予約権1個につき400株)
 - ・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 80,000株
- (注) 平成24年1月1日の普通株式1株につき2株の割合での株式分割、平成25年1月1日の普通株式1株につき100株の割合での株式分割および平成26年12月1日の普通株式1株につき2株の割合での株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数が200株から80,000株に変更になっております。
- ・ 新株予約権の払込金額 無償
 - ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり58,000円 (1株当たり145円)
 - ・ 新株予約権の権利行使期間 平成28年3月24日から平成33年3月23日まで
 - ・ 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
 - ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社取締役	200個	80,000株	1名

- ② 平成24年8月29日開催の取締役会決議による新株予約権
- ・ 新株予約権の数 260個 (新株予約権1個につき200株)
 - ・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 52,000株
- (注) 平成25年1月1日の普通株式1株につき100株の割合での株式分割および平成26年12月1日の普通株式1株につき2株の割合での株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数が260株から52,000株に変更になっております。
- ・ 新株予約権の払込金額 無償
 - ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり46,400円 (1株当たり232円)
 - ・ 新株予約権の権利行使期間 平成29年3月27日から平成34年3月26日まで

- ・ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社取締役	260個	52,000株	2名

③ 平成26年8月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 20個（新株予約権1個につき200株）

- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 4,000株

(注) 平成26年12月1日の普通株式1株につき2株の割合での株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数が2,000株から4,000株に変更になっております。

- ・ 新株予約権の払込金額 無償

- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり186,400円（1株当たり932円）

- ・ 新株予約権の権利行使期間
平成31年3月26日から平成36年3月25日まで

- ・ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社取締役	20個	4,000株	1名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 川 淳一郎	俺の株式会社社外取締役 睿格斯（上海）貿易有限公司 董事 睿格斯（上海）広告有限公司 董事 睿格斯（深圳）貿易有限公司 董事
取締役副社長	樋 口 一 成	C. O. O.（最高執行責任者） 睿格斯（上海）貿易有限公司 董事長 睿格斯（上海）広告有限公司 董事長 睿格斯（深圳）貿易有限公司 董事長
専務取締役	野 林 徳 行	ブックオフコーポレーション株式会社社外取締役 LEGS MARKETING SERVICES (MALAYSIA) SDN. BHD. Director
専務取締役	平 賀 一 行	株式会社エスアイピー代表取締役
取 締 役	井 川 幸 広	株式会社クリーク・アンド・リバー社代表取締役 株式会社シー・アンド・アール代表取締役 株式会社メディカル・プリンシプル社取締役会長 ジャスネットコミュニケーションズ株式会社 代表取締役会長 株式会社C&Rリーガル・エージェンシー社 代表取締役社長 株式会社インターバル代表取締役会長
取 締 役	福 井 誠	株式会社パルテック社外監査役
取 締 役	ジュラヴリョフ・オレグ	株式会社シェアードリサーチ代表取締役 株式会社ベルパーク社外取締役
常勤監査役	南 郷 志	株式会社エスアイピー社外監査役
監 査 役	園 部 洋 士	林・園部法律事務所代表弁護士 東京鐵鋼株式会社社外監査役 日本管理センター株式会社社外監査役
監 査 役	曲 淵 博 史	曲淵博史税理士事務所代表税理士 株式会社グローバルパワー社外監査役 甲府倉庫株式会社社外監査役 幼児活動研究会株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役井川幸広氏、福井誠氏およびジュラヴリョフ・オレグ氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役南郷志氏、園部洋士氏および曲淵博史氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役曲淵博史氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する高度な知識を有するものであります。
 4. 当社は、取締役井川幸広氏、福井誠氏、ジュラヴリョフ・オレグ氏および監査役南郷志氏、園部洋士氏、曲淵博史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 5. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	担当及び重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
野林 德行	取締役 ブックオフコーポレーション 株式会社社外取締役 株式会社FiNC 常務執行役員CMO兼マーケティング戦略本部長 LEGS MARKETING SERVICES (MALAYSIA) SDN. BHD. Director	専務取締役 ブックオフコーポレーション 株式会社社外取締役 LEGS MARKETING SERVICES (MALAYSIA) SDN. BHD. Director	平成28年1月1日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	7名	118,048千円
監査役	3名	10,220千円
合計	10名	128,268千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成12年3月27日開催の定時株主総会決議において年額2億円以内と決議しております。
また、当該報酬額とは別枠で、平成26年3月26日開催の定時株主総会決議においてストックオプションと発行する新株予約権に関する報酬額として年額3千万円以内（うち、社外取締役1千万円以内）と決議しております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成12年3月27日開催の定時株主総会決議において年額5千万円以内と決議しております。
また、当該報酬額とは別枠で、平成26年3月26日開催の定時株主総会決議においてストックオプションと発行する新株予約権に関する報酬額として年額1千万円以内と決議しております。
3. 支給額には、社外役員6名分（社外取締役3名および社外監査役3名）17,270千円を含んでおります。
4. 取締役の支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額3,318千円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役井川幸広氏は、株式会社クリーク・アンド・リバー社、株式会社シー・アンド・アール、ジャスネットコミュニケーションズ株式会社、株式会社C&Rリーガル・エージェンシー社、株式会社インターベルの代表取締役および株式会社メディカル・プリンシプル社の取締役を兼職しております。なお、当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

社外取締役福井誠氏は、株式会社パルテックの社外監査役を兼職しております。なお、当社と同社との間には、特別な関係はありません。

社外取締役ジュラヴリョフ・オレグ氏は、株式会社シェアードリサーチの代表取締役ならびに株式会社ベルパークの社外取締役を兼職しております。なお、

当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

社外監査役南郷志氏は、株式会社エスアイピーの社外監査役を兼職しております。なお、同社は当社の連結子会社であります。

社外監査役園部洋士氏は、林・園部法律事務所代表弁護士ならびに東京鐵鋼株式会社および日本管理センター株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

社外監査役曲渕博史氏は、曲渕博史税理士事務所代表税理士ならびに株式会社グローバルパワー、甲府倉庫株式会社および幼児活動研究会株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役 井川幸広 取締役井川幸広氏は社外取締役として、当事業年度において開催された取締役会21回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、適宜発言を行っております。

取締役 福井 誠 取締役福井誠氏は社外取締役として、当事業年度において開催された取締役会21回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、適宜発言を行っております。

取締役 ジュラヴリョフ・オレグ 取締役ジュラヴリョフ・オレグ氏は社外取締役として、当事業年度において開催された取締役会21回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、適宜発言を行っております。

監査役 南 郷志 監査役南郷志氏は常勤監査役として、当事業年度において開催された取締役会21回のすべてに出席し、また当事業年度において開催された監査役会12回のすべてに出席いたしました。取締役会および監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。

監査役 園部洋士 監査役園部洋士氏は非常勤監査役として、当事業年度において開催された取締役会21回のすべてに出席し、また当事業年度において開催された監査役会12回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。

監査役 曲渕博史

監査役曲渕博史氏は非常勤監査役として、当事業年度において開催された取締役会21回のうち20回に出席し、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。なお、欠席した取締役会および監査役会についても常勤監査役から会議の決議事項等について説明を受け、内容の把握に努めております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 23,000千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 23,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の基本方針について、平成27年12月25日開催の取締役会において内容の一部改定を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社および当社子会社のすべての取締役および従業員が、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適正な経営の実現と、社会への貢献、社会との協調を図ることを行動規範とし、その行動指針であるレッグスグループ理念ブックを策定して当社および当社グループ全体の業務の運営指針とするものとします。
- (ロ) 会社としての不正行為等による不祥事の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール、ならびに社会的信頼性の確保を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「内部通報制度運用規程」を定め、取締役を含む全従業員を対象として、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報について適正な処理の仕組みを構築します。
- (ハ) 当社は、当社および当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項は、定款および取締役会規程に基づいて取締役会において決定するものとします。また、その他に職務決裁基準に従って決裁区分を明確にします。
- (ニ) 当社は、執行役員制を採用しており、執行役員は取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示に基づき、責任を持って執行に当たります。
- (ホ) 取締役会や執行役員会には監査役が出席し、監査上必要な意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を強化することとしております。
- (ヘ) 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法に従い、内部統制報告制度を導入し、財務報告に関する内部統制の整備および運用を行い、内部監査を実施するものとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(イ) 情報の保存・管理

取締役の職務執行に係る情報については、法令、定款および取締役会規程、文書管理規程、情報システム管理規程等の社内規則に基づき作成

し、文書または電磁的媒体に適切に記録・保存し、取締役・監査役・会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理するものとします。また、必要に応じて、運用状況の検証および規程の見直しを実施するものとします。

なお、保存期間は法令その他特別の定めがある他は、文書管理規程の保存期間によるものとします。

(ロ) 情報の検索・閲覧の方法

取締役の職務執行に係る情報を必要な情報保護策を付してデータベース化し、新規掲載および改定文書については社内に告知し、周知徹底するとともに、取締役および監査役が当該各文書および情報の存否および保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 当社は、経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを適切に認識・評価するとともに、有事が発生した場合の対応を協議するため、週1回業務に関する報告会と執行役員会を行い、更に月1回取締役会等を行うものとします。これらの会議では、事業に関して想定されるリスクや経営結果、会社運営上の諸問題の報告ならびに協議を行うものとします。

(ロ) コンプライアンスに関するビジネスリスクの他、会社を取り巻くあらゆるリスクを分析し、想定されるリスクへの対応方針を検討するにあたっては、顧問弁護士をはじめとする外部専門家等と協力するものとします。

(ハ) 当社は、商品・サービスの品質管理の仕組みを構築し、品質トラブルを防止するとともに顧客満足度を向上させることを目的として、「I S O 統合マネジメントマニュアル」を設け、厳格な運用を行うように努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、毎月定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行うものとします。

(ロ) 当社は、執行役員制を導入し、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図るとともに、その業務執行責任を明確化します。

(ハ) また、会社グループ全体の経営課題および事業戦略についての討議・決定機関として、取締役および執行役員ならびに子会社役員により構成する執行役員会を毎週定期的で開催し、グループ経営課題と戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努めるものとします。

(ニ) 当社は、各新年度開始前に事業方針発表会を開催し、環境変化に対応し

た会社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めた経営理念、経営目的、経営指針、遵奉精神ならびに中期方針、単年度方針を全社員に対して説明し、上記方針を踏まえた実行計画を策定することによって、職務執行の効率化に努めます。

(ホ) 予算統制に関しては、経営計画および月次決算に基づいて、子会社を含む全部門の責任者が参加する進捗対策会議を毎週開催し、各部門の責任範囲を明確にし、併せて部門活動を管理し、統制するとともに予算と実績の差異分析を通じて、経営効率の改善および向上を図るものとします。

(ヘ) 取締役会や執行役員会には監査役が出席の上、業務運営状況を把握し、改善を図るものとします。

⑤ 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社は、取締役会および執行役員会において、グループ情報の一元管理を行い、子会社の経営陣を指導し、業務の適正化を図ります。

(ロ) 監査役および内部監査室は、連結経営の視点を踏まえ必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査するものとします。

(ハ) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、管理担当部門を置き、関係会社管理規程を定めて、状況に応じて必要な管理を行うものとします。

(ニ) 「取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の記載事項のすべてについて、会社グループとしての管理体制を構築・整備し、運用します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」といいます。）を置くことを求めた場合、取締役は必要な員数および求められる資質について監査役と協議の上、必要に応じて適任と認められる人員を置くこととしております。

⑦ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(イ) 職務の遂行上必要な場合、監査役は補助使用人を取締役から独立させて、取締役から指揮命令を受けない体制をとるものとします。

(ロ) 補助使用人に関する人事考課や懲戒処分等に関しては、監査役の意見を

尊重するものとします。

(ハ) 取締役および使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとします。

(ニ) 補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができるようにするものとします。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、ならびに子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者、および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

(イ) 監査役は、当社および子会社の取締役の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会、意思決定会議の他、社内重要会議に出席し、また、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を読覧することで当社または子会社の取締役または使用人にその説明を求められる体制をとるものとします。

(ロ) 内部監査室は、監査役の求めに応じ、内部監査の結果を報告するものとします。

(ハ) 当社は、内部通報制度運用規程に基づく会社グループの内部通報システムの運用により、法令、定款または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、監査役を通報窓口とする適切な報告体制を確保します。

⑨ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告した者が、当該報告を理由として、不利な扱いを受けることがないように内部通報制度運用規程に定めるとともに、当該規程を適切に運用するものとします。

⑩ 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理を行い、また、通常監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当役員に事前に通知することとしております。

監査役が、当該費用の前払いを求めた場合には、その費用が明らかに監査役職務の執行に関係しないと認められる費用を除き、速やかに費用の償還または前払いに応じるものとします。

⑪ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役会は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき

課題、経営環境、リスクおよび監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼性の向上に努めます。

(ロ) 監査役は、会計監査人との定期的な会合等を通じて緊密な連携を保ち、積極的に意見・情報交換を行い効率的な監査に努めます。

(ハ) 監査役は、常に内部監査室との連携を保ち、その監査を活用し、監査効率の向上に努めます。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨むこととし、これらの勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備します。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本姿勢として、平成23年10月に施行された「東京都暴力団排除条例」を遵守する体制を整備し、適切な体制の維持に努めます。反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、および各関連規程の充実と周知徹底を図ります。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士、地域企業防衛対策協議会等との連携を図るように努めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役・使用人の職務執行の法令・定款への適合性および効率性の確保

定例取締役会を毎月1回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規程に定められた重要事項について確認・決定するとともに、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行いました。定例取締役会においては、弁護士、税理士の資格を有する社外役員も交えて、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性、法令・定款への適合性は確保されております。

また、当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員をおき、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

② 損失の危険の管理

当社は、経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを適切に認識・評価するとともに、有事が発生した場合の対応を協議するため、週1回業務に関する報告会と執行役員会を行い、更に月1回取締役会等を開催しております。これらの会議では、事業に関して想定されるリスクや経営結果、会社運営上の諸問題の報告ならびに協議を行っております。

③ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正の確保

当社子会社の経営管理については、主に海外事業本部担当取締役が統括しております。各子会社の代表者は、当社の東京本社で毎週開催される執行役員会と毎月開催される定例取締役会に、直接もしくはTV会議システムを介して参加しており、また海外事業本部担当の取締役は、定例取締役会において、各子会社の業績および営業状況を報告しております。内部監査室による当社および当社子会社への内部監査も実施しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

定例監査役会を毎月1回開催し、当社の業務の状況を鑑みた上で、開催時期に適したテーマを選び、当社の取締役や執行役員等を必要に応じて招集し、活発な意見交換を行っております。

また、監査役は、必要に応じて内部監査室長に対して内部監査に関する調査を求めることができ、会計監査人とも定期的に情報交換を行っております。

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	5,178,797	流動負債	1,518,582
現金及び預金	2,361,028	買掛金	798,670
受取手形及び売掛金	2,234,627	未払法人税等	304,780
商 品	281,849	賞与引当金	76,367
繰延税金資産	209,562	そ の 他	338,763
そ の 他	91,729	固定負債	357,764
固定資産	1,096,412	退職給付に係る負債	181,245
有形固定資産	11,282	そ の 他	176,519
建物及び構築物	5,971	負債合計	1,876,346
そ の 他	5,311	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	21,729	株主資本	4,186,609
そ の 他	21,729	資本金	220,562
投資その他の資産	1,063,399	資本剰余金	347,043
投資有価証券	528,939	利益剰余金	3,671,227
繰延税金資産	34,044	自己株式	△52,223
そ の 他	500,416	その他の包括利益累計額	162,325
		その他有価証券評価差額金	69,225
		為替換算調整勘定	93,100
		新株予約権	49,926
		純資産合計	4,398,862
資産合計	6,275,209	負債純資産合計	6,275,209

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,336,809
売 上 原 価		7,901,312
売 上 総 利 益		3,435,496
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,637,409
営 業 利 益		798,087
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,914	
受 取 配 当 金	1,612	
受 取 保 険 金	5,859	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	18,070	
そ の 他	6,602	38,060
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	2,958	
そ の 他	935	3,893
経 常 利 益		832,253
特 別 利 益		
債 務 免 除 益	771	771
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	42,234	
本 社 移 転 費 用	41,028	83,262
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		749,761
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		350,584
法 人 税 等 調 整 額		△146,346
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		545,523
当 期 純 利 益		545,523

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	220,562	335,400	3,251,876	△62,359	3,745,479
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△126,172		△126,172
当 期 純 利 益			545,523		545,523
自 己 株 式 の 処 分				10,136	10,136
自 己 株 式 処 分 差 益		11,642			11,642
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	11,642	419,350	10,136	441,129
当 期 末 残 高	220,562	347,043	3,671,227	△52,223	4,186,609

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰 延 ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	88,113	72	122,649	210,834	37,183	3,993,497
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△126,172
当 期 純 利 益						545,523
自 己 株 式 の 処 分						10,136
自 己 株 式 処 分 差 益						11,642
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△18,887	△72	△29,548	△48,508	12,743	△35,765
当 期 変 動 額 合 計	△18,887	△72	△29,548	△48,508	12,743	405,364
当 期 末 残 高	69,225	-	93,100	162,325	49,926	4,398,862

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,674,717	流動負債	1,440,606
現金及び預金	1,749,878	買掛金	730,013
受取手形	77,236	未払金	101,429
売掛金	2,081,313	未払費用	106,603
商品	262,187	未払法人税等	303,118
前払費用	14,902	未払消費税等	78,026
未収入金	263,558	前受金	14,136
繰延税金資産	209,562	預り金	40,084
その他	16,078	賞与引当金	67,194
固定資産	1,326,002	固定負債	357,764
有形固定資産	5,992	退職給付引当金	181,245
建物	1,055	その他	176,519
器具及び備品	4,936	負債合計	1,798,370
無形固定資産	19,749	(純資産の部)	
ソフトウェア	16,168	株主資本	4,083,197
その他	3,580	資本金	220,562
投資その他の資産	1,300,260	資本剰余金	347,043
投資有価証券	528,939	資本準備金	267,987
関係会社株式	88,454	その他資本剰余金	79,055
関係会社出資金	150,000	利益剰余金	3,567,814
敷金及び保証金	315,380	利益準備金	24,062
保険積立金	179,989	その他利益剰余金	3,543,752
繰延税金資産	31,846	繰越利益剰余金	3,543,752
その他	5,650	自己株式	△52,223
		評価・換算差額等	69,225
		その他有価証券評価差額金	69,225
		新株予約権	49,926
		純資産合計	4,202,349
資産合計	6,000,720	負債純資産合計	6,000,720

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,910,174
売 上 原 価		7,584,174
売 上 総 利 益		3,325,999
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,469,325
営 業 利 益		856,674
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,425	
受 取 配 当 金	1,612	
受 取 手 数 料	4,604	
受 取 保 険 金	5,859	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	18,070	
そ の 他	1,492	33,064
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	1,321	
そ の 他	704	2,025
経 常 利 益		887,712
特 別 損 失		
子 会 社 株 式 評 価 損	254,606	
子 会 社 整 理 損	14,837	
固 定 資 産 除 却 損	38,818	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	29,999	
本 社 移 転 費 用	41,028	379,290
税 引 前 当 期 純 利 益		508,421
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		348,418
法 人 税 等 調 整 額		△150,328
当 期 純 利 益		310,331

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	220,562	267,987	67,412	335,400	24,062	3,359,593	3,383,656
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△126,172	△126,172
当 期 純 利 益						310,331	310,331
自己株式の処分							
自己株式処分差益			11,642	11,642			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	11,642	11,642	—	184,158	184,158
当 期 末 残 高	220,562	267,987	79,055	347,043	24,062	3,543,752	3,567,814

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△62,359	3,877,260	88,113	72	88,185	37,183	4,002,628
当 期 変 動 額							
剰余金の配当		△126,172					△126,172
当 期 純 利 益		310,331					310,331
自己株式の処分	10,136	10,136					10,136
自己株式処分差益		11,642					11,642
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△18,887	△72	△18,959	12,743	△6,216
当 期 変 動 額 合 計	10,136	205,937	△18,887	△72	△18,959	12,743	199,720
当 期 末 残 高	△52,223	4,083,197	69,225	—	69,225	49,926	4,202,349

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月22日

株式会社レッグス
取締役会 御中

京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鍵 圭 一 郎 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 勝 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レッグスの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レッグス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年2月22日

株式会社レッグス
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員 公認会計士 鍵 圭 一 郎 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 齋 藤 勝 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レッグスの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月23日

株式会社レグス 監査役会
常勤監査役 南 郷 志 ㊟
監査役 園 部 洋 士 ㊟
監査役 曲 渕 博 史 ㊟

(注) 監査役南郷志、園部洋士、曲渕博史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第28期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案しまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金17円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は179,384,000円となります。
- ② 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年3月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 本社住所を移転することに伴い、現行定款第3条（本店の所在地）を東京都渋谷区から東京都港区に変更するものであります。
また、本変更の効力は、平成28年2月24日開催の取締役会において決定した本社移転日である平成28年5月9日をもって生ずるものとし、この旨を明確にするために附則を設けるものであります。
- ② 当社の取締役会は、少人数を維持することで十分な議論と迅速な意思決定を可能としておりますが、今後の当社の業務範囲の拡大と現状の取締役員数7名とを勘案し、現行定款第20条（員数）を「7名以内」を「10名以内」に変更するものであります。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。
これに伴い、責任限定契約を締結する役員の範囲を社外取締役については非業務執行取締役にまで拡大し、また、社外監査役については監査役に拡大することにより、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、それぞれ社外取締役について定めた定款第28条②、社外監査役について定めた第37条②を変更するものであります。なお、第28条②の変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>東京都渋谷区</u>に置く。</p> <p>(員数) 第20条 当社は、取締役<u>7名</u>以内を置く。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役責任免除) 第37条 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。</p> <p>(員数) 第20条 当社は、取締役<u>10名</u>以内を置く。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役責任免除) 第37条 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(附則) <u>第3条(本店の所在地)の変更は、平成28年5月9日をもって効力が生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後に、これを削除する。</u></p>

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役（社外取締役を含みます。）、監査役および従業員ならびに社外協力者に対して、特に有利な条件により新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社および当社子会社の取締役（社外取締役を含みます。）および従業員ならびに社外協力者に対して、また適正な監査に対する意識を高めることを目的として、監査役に対して、下記要領に記載の内容の新株予約権を無償で発行したいと存じます。

2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の割当ての対象者

当社および当社子会社の取締役（社外取締役を含みます。）、監査役および従業員ならびに社外協力者に対し割り当てるものとします。

- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式80,000株を上限とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）を調整します。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てます。

- (3) 募集新株予約権の総数

800個を総数の上限とします。

（各新株予約権の目的となる株式の数は100株とします。ただし、上記（2）に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。）

- (4) 募集新株予約権の払込金額

無償とします。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除きます。）における株式

会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とします。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とします。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除きます。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成33年3月23日から平成38年3月22日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）が当社および当社子会社の取締役、監査役である場合には、当該新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役の地位にあることを要します。また、新株予約権者が当社および当社子会社の従業員、社外協力者である場合には、当該新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の従業員、社外協力者の地位にあることを要します。

ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」といいます。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当該新株予約権者が当社および当社子会社の取締役、監査役または従業員もしくは社外協力者たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使する

ことができます。

- ② 新株予約権の相続は認めないものとします。
- ③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めないものとします。
- ④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本定時株主総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによります。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができます。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切上げます。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要します。

(11) 新株予約権に関するその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めます。

第4号議案 取締役および監査役のストックオプションに関する報酬額設定および内容決定の件

当社取締役（社外取締役を含みます。）および監査役に対し、ストックオプションとして付与する新株予約権に関する内容を次に掲げるとおり決定することといたしたいと存じます。

1. 付議の理由

当社は、当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を含みます。）に対して、また適正な監査に対する意識を高めることを目的として、監査役に対して、その報酬として新株予約権（ストックオプション）を付与することといたしたいと存じます。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

従来ストックオプションの付与状況その他諸般の事情に鑑み、当社の取締役（社外取締役を含みます。）に対しては、平成12年3月27日開催の第12期定時株主総会において決議いただいた報酬額（年額200,000千円以内）とは別枠で年額30,000千円以内（うち、社外取締役10,000千円以内）を、監査役に対しては、平成12年3月27日開催の第12期定時株主総会において決議いただいた報酬額（年額50,000千円以内）とは別枠で年額10,000千円以内をストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額とするものであります。

なお、現在の取締役は7名（うち、社外取締役3名）であり、また、現在の監査役は3名であります。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

取締役に対して当社普通株式15,000株を、監査役に対して当社普通株式5,000株を上限とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）を調整します。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てます。

(2) 募集新株予約権の総数

取締役に対して150個を、監査役に対して50個を総数の上限とします。

（各新株予約権の目的となる株式の数は100株とします。ただし、上記（1）に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。）

(3) 募集新株予約権の払込金額

無償とします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除きます。）における株式会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とします。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とします。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除きます。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成33年3月23日から平成38年3月22日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役の地位にあることを要します。

ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」といいます。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当

社の取締役、監査役たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができます。

- ② 新株予約権の相続は認めないものとします。
- ③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めないものとします。
- ④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本定時株主総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによります。

(7) 新株予約権の取得事由および条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができます。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切上げます。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要します。

(10) 新株予約権に関するその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めます。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、パソコンまたは携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内にしたがって入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<携帯電話用>

<http://www.it-soukai.com/>



- (2) 行使期限は平成28年3月22日(火曜日)午後6時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. システム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVG A）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

ア. Internet Explorer® Ver.7以降

イ. Adobe® Reader® Ver.9以降

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※AdobeおよびReaderはAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※上記条件のアプリケーションをご利用いただいてもご利用のパソコンや、設定環境、インストールされている他のソフトウェアによって、当サイトをご利用いただけない場合もございますのであらかじめご了承ください。


- (3) Cookieの設定を有効にしていること。
- (4) インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- (5) 会社などからインターネットに接続する場合、ファイアウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。
- (6) 暗号化通信（SHA-2）により、第三者による改ざん・成りすましを防いでいますので、安心してご利用いただけます。

3. お問い合わせ先について


ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

株主名簿管理人 みずほ信託銀行 証券代行部

【専用ダイヤル】

 0120-768-524（午前9時～午後9時）

<議決権行使に関する

 0120-288-324

事項以外のご照会>

（平日午前9時～午後5時）

株式会社レッグス 株主総会会場ご案内図

東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 1階 曙の間
電話 (03) 3403-1171 (代)

株主総会当日に配布しておりましたお土産は、本年よりとりやめさせていただくこととなりました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



[交通のご案内]

- JR中央線・総武線信濃町駅より徒歩3分
- 地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線青山一丁目駅（2番出口）より徒歩6分
- 地下鉄大江戸線国立競技場駅（A1出口）より徒歩6分
- 都バス「権田原」より徒歩1分
（品97）品川駅／品川車庫前－新宿駅西口
- 車 高速4号線（外苑出口）より1分 *250台収容可能専用駐車場あり